

こんな情報をお寄せください。

千葉県では、軽油引取税の事務を取扱う県内6か所の県税事務所
所で「不正軽油」に関する情報を受け付けています。

- ★不審な施設(場所)にタンクローリーが頻繁に
出入りしている。
- ★自動車の燃料として灯油や重油を使用している。
- ★安い軽油を購入したが、色がおかしい。
車の調子が悪い。排ガスが異常だ。



所管区域

県税事務所名

千葉市・市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市(中央県税事務所・千葉西県税事務所・船橋県税事務所の所管区域)

千葉西県税事務所 軽油引取税課

〒261-8508 千葉市美浜区真砂4-1-4
☎043-279-7111

松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市(松戸県税事務所・柏県税事務所の所管区域)
(その他、県内に事務所・事業所を有しない特別徴収義務者に関する事務を所管します)

松戸県税事務所 軽油引取税課

〒271-8564 松戸市小根本7
☎047-361-4036

成田市・佐倉市・東金市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・山武市・大網白里市・印旛郡・山武郡(佐倉県税事務所・東金県税事務所の所管区域)

佐倉県税事務所 軽油引取税課

〒285-8503 佐倉市錦木仲田町8-1
☎043-483-1116

銚子市・旭市・香取市・匝瑺市・香取郡(香取県税事務所・旭県税事務所の所管区域)

香取県税事務所 軽油引取税課

〒287-8503 香取市佐原イ92-11
☎0478-54-1314

茂原市・勝浦市・市原市・いすみ市・長生郡・夷隅郡(茂原県税事務所・市原県税事務所の所管区域)

茂原県税事務所 軽油引取税課

〒297-0026 茂原市茂原1102-1
☎0475-22-1721

館山市・木更津市・鴨川市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・南房総市・安房郡(木更津県税事務所・館山県税事務所の所管区域)

木更津県税事務所 軽油引取税課

〒292-8525 木更津市貝渕3-13-34
☎0438-22-7221

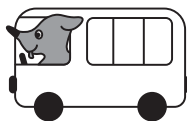
県内全域

千葉県総務部税務課 軽油引取税室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
☎043-223-2170

千葉県ディーゼル条例についてのお問い合わせ先

千葉県環境生活部大気保全課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
☎043-223-3810



産業廃棄物の不法投棄の情報は 産廃残土県民ダイヤル ☎043-223-3801

千葉県環境生活部廃棄物指導課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1



NO! 不正軽油宣言

みんなで守ろう 千葉の空



木更津潮浜公園

不正軽油の製造販売使用は
悪質な脱税行為です。
環境汚染の原因にもなり、
公正な市場競争を阻害します。



千葉県マスコット
キャラクター
チーバくん

私たちは、このような不正軽油の流通を防止するため
「買わない」「売らない」「使わない」
を合言葉に**「NO!不正軽油宣言」**に
取り組みます。ぜひご協力ください。

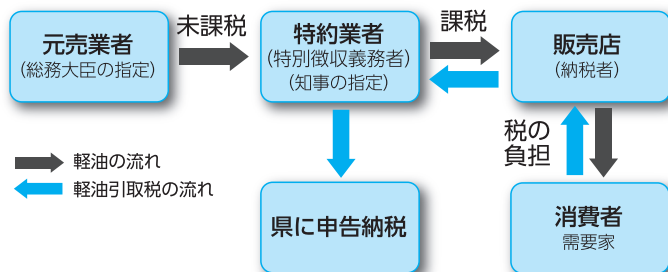
千葉県不正軽油防止対策協議会

千葉県石油商業組合／一般社団法人千葉県環境保全協議会／
千葉県建設産業団体連合会／一般社団法人千葉県産業資源循環協会／
一般社団法人千葉県ダンプカー協会／
一般社団法人千葉県トラック協会／
一般社団法人千葉県バス協会／関東運輸局千葉運輸支局／
第三管区海上保安本部／千葉県警察本部／千葉県

軽油引取税は、 自動車燃料などとして使用する 軽油の購入者が負担する税金です。

平成21年4月1日から、道路特定財源の一般財源化に伴い、
目的税から普通税に移行しています。

●軽油引取税の流れ



特約業者が、元売業者から軽油を仕入れ、これに軽油引取税
32.1円/Lを加えて販売店に販売し、販売店は消費者に税込
みで販売します。

特約業者は、特別徴収義務者として毎月分の軽油引取税を、翌
月末までに各都道府県に申告納税することとされています。

不正軽油の販売や使用の 防止にご協力を。

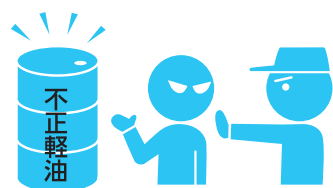


不正軽油調査にご協力を

不正軽油防止のために、路上での燃料採油調査、石油製品
販売業者及び自家用給油施設での調査などの各種調査を
行っています。
皆様のもとへ直接県の職員がお伺いすることがあります。
皆様のご協力をお願いします。

軽油を使用する方へのお願い

軽油の自家用タンクをお持ち
の方は、不正軽油の売り込み
に充分ご注意ください。



軽油の納品を受けた場合は、
配達伝票にタンクローリーの
車番の記載と、運転手の方の
サインをいただくよう心がけ
てください。



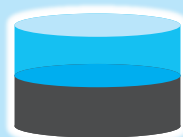
軽油の納品を受けた方は、
納品された軽油を直接自分
の目でご覧になるとともに、
軽油の出荷地を確認するよ
うにしてください。



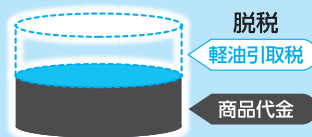
不正軽油は脱税行為です。

軽油には、1リットルあたり32.1円の軽油引取税が課税されて
います。不正軽油は、課税されていないA重油等を原料に、知
事の承認を得ずに製造した「模造軽油」です。これを「税込軽
油」と偽って販売することで、軽油引取税を不当に免れます。

正常な軽油



不正な軽油 (A重油や灯油など)



不正軽油は大気汚染の 一因となります。

●不正軽油を自動車の燃料として使用しますと、排ガス中
の粒子状物質や窒素酸化物を増加させ、大気汚染の原
因となります。

ディーゼル自動車を運行する人は重油や重油を混和した燃料など粒
子状物質を増大させる燃料を使用することが禁止されています。ま
た、ディーゼル自動車 (建設機械類でキャタピラ等により移動できる
ものを含む) の燃料として販売することも禁止されています。

不正軽油は危険な硫酸ピッチの 不法投棄の一因となります。

●不法投棄された硫酸ピッチがドラム缶から漏れ出し、
大きな環境問題を引き起こします。

重油等を原料に軽油を密造する過程の中で排出
される危険な産業廃棄物が、「硫酸ピッチ」と呼
ばれるものです。「硫酸ピッチ」は人体に有害な
ため指定有害廃棄物に指定されています。



不正軽油に関わった人には 厳しい罰則が適用されます。

脱税目的で製造される不正軽油に対処するため、知事の承認を得
ずに軽油を製造した者などに対し、厳しい罰則が適用されます。

- 軽油引取税を脱税した人への罰則
10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金 (または併科)
- 不正に軽油を製造した人への罰則
10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金 (または併科)、製造法
人には3億円以下の罰金
- 不正軽油と知って製造者に原料・薬品・工場設備を提供した人への
罰則
7年以下の懲役、700万円以下の罰金 (または併科)、提供法人には2億
円以下の罰金
- 不正軽油と知って運搬・保管・取得した人への罰則
3年以下の懲役、300万円以下の罰金 (または併科)、法人には1億
円以下の罰金
- 税務検査を拒否した人への罰則
1年以下の懲役、50万円以下の罰金

現実には不正軽油を製造した人や不正軽油を製造する施設を貸し
た人には、連帯して納税する義務が課されます。